

宮 監 公 表 第 3 0 号
令 和 6 年 7 月 3 1 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	松 山 清 子
宮崎市監査委員	中 村 鉄 兵

定期監査措置状況の公表について

令和6年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
教育委員会（小中学校、公民館等）
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
教育委員会 小・中学校	(1) カーテン修繕について、請書をもって契約する必要があるにもかかわらず、請書を徴しないまま契約締結していた。 (赤江中学校)	1万円以上の修繕については、業者から書類を受領する際に「請書」「課税免税事業者届出書」等の必要書類が揃っているか確認してから受領する。決裁の際も、担当者が必要な書類が揃っているかチェックするとともに、決裁者においても、必要書類の不備がないか確認を行う。
教育委員会 小・中学校	(2) 校外生徒指導対策協議会補助金について、複数の中学校において申請依頼文の收受は5月下旬であったが、学校教育課から各学校への申請依頼は4月3日付けで発出され、申請依頼の記入例でも申請日と申請に係る学校の起案日を4月3日とするよう指定していた。 また、学校教育課による補助金等交付決定書は、複数の中学校において学校の收受日は6月下旬であったが、交付決定日が4月3日となっており、交付決定日を遡って通知していた。 (学校教育課)	日付を遡って通知することがないよう、令和7年度分の補助金申請については、令和6年度中(令和7年3月)に各学校に依頼文を送付し、年度当初の速やかな申請を促すこととした。
教育委員会 公民館等	(3) 宮崎市立図書館において、西日本電信電話株式会社への行政財産目的外使用料について、道路占用料条例により「占用物件の長さ」に0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、1メートル未満の端数を1メートルとして、誤って算定していた。 (生涯学習課)	使用料の算定方法について、所属内で再度確認し、共有するとともに、算定方法が合っているか、複数の職員での確認を徹底する。
教育委員会 公民館等	(4) 宮崎市立図書館図書装備業務委託(単価契約)における1円未満の端数処理について、事前に処理方法を明示したうえで、契約単価の端数処理を行うべきところ、仕様書等で明示せず1円未満を切り捨てた単価で契約していた。 (宮崎市立図書館)	端数処理が生じる単価契約を行う際は、仕様書等の中で処理方法を明示し、端数処理を行う。 また、複数の職員での確認を徹底する。

令和 6年 7月 19日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 黒木

